

# 県税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

## 徴収猶予

次のいずれかに当てはまる場合、原則として1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります(徴収猶予:地方税法第15条)。

- 本人がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
- 本人や生計を一にする親族が病気や負傷した場合
- 事業を廃止又は休業した場合
- 事業に大きな損失を受けた場合
- 上記に類する事実があった場合
- 法定納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定した場合

## 申請による換価の猶予

次のすべてに当てはまる場合、原則として1年以内の期間に限り、差押財産の換価の猶予が認められる場合があります(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

- 県税を一括納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となること
- 納税について誠実な意思を有すると認められること
- 納期限から6月以内に申請書が提出されていること
- 換価の猶予を受けようとする県税以外に本県の徴収金(猶予を申請中又は既に受けているものを除く)に滞納がないこと

## 猶予が認められると

- 原則として1年の範囲内で、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予される場合があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

## 申請の手続

### ○提出する書類

- ①「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ②財産目録
- ③収支の明細書
- ④担保の提供に関する書類
- ⑤その他県税事務所長が必要と認める書類

### ○担保の提供

原則として担保が必要です(猶予金額が100万円以下の場合や、猶予期間が3か月以内の場合等は除きます)。

## 猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- 分割して納付納入することを認めた県税を、その分割納付納入期限までに納付納入しない場合
- 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となった場合 など

## 問い合わせ先

事務所名	所在地	代表電話番号
中央県税事務所	〒260-8654 千葉市中央区都町 2-1-12 都町合同庁舎 2 階	043-231-0161
千葉西県税事務所	〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4	043-279-7111
船橋県税事務所	〒273-8580 船橋市湊町 2-10-18	047-433-1275
松戸県税事務所	〒271-8564 松戸市小根本 7	047-361-2112
柏県税事務所	〒277-8558 柏市あけぼの 2-1-5	04-7147-1231
佐倉県税事務所	〒285-8503 佐倉市鑄木仲田町 8-1	043-483-1115
香取県税事務所	〒287-8503 香取市佐原イ 92-11	0478-54-1314
旭県税事務所	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479-62-0772
銚子支所	〒288-0817 銚子市清川町 1-6-12	0479-22-5907
東金県税事務所	〒283-8501 東金市東新宿 1-1-1	0475-54-0223
茂原県税事務所	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475-22-1721
大多喜支所	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-2214
館山県税事務所	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470-22-7117
木更津県税事務所	〒292-8525 木更津市貝渕 3-13-34	0438-25-1110
市原県税事務所	〒290-0081 市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原 5 階	0436-22-2171
自動車税事務所	〒260-8523 千葉市中央区問屋町 1-11	043-243-2721